

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第34小委員会
事務局	(一社)日本照明工業会

<規格情報>

規格番号(発行年)	JIS C 7551-1 (2015)
対応国際規格番号(版)	IEC 60432-1: 2012 (第2.2版)
規格タイトル	白熱電球類の安全仕様 - 第1部: 一般照明用白熱電球
適用範囲に含まれる主な電気用品名	白熱電球
廃止する基準及び有効期間	旧版である J 60432-1 (H14)(IEC60432-1 (1999) 対応) については廃止し、有効期間3年間要望。
JIS との差異 (添付 別紙参照)	<p>■有り □無し</p> <p>差分内容: 4.2.4 (電球を安全に使用するための表示) とその要求事項が呼ぶ附属書 JA (規定)(最小包装容器に表示する注意事項) を適用しない。</p> <p>差分理由: 使用者からの要望等を基に規定としているが、表示項目、表示する警告・注意文には、製造販売業者の裁量を残しているため、「電安法」の表示事項としては適切でない。</p>

<審議中に問題となったこと>

<p>JIS C 7551-1:2009 は、光生物学的安全性に対する要求事項がなかった。今回、対応国際規格に整合させ、次の通りとした。</p> <p>a) この規格では、光生物学的安全性に対する個別の規定はないが、適用範囲において JIS C 7550: 2011 (ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性) が記載されており、光生物学的安全性評価が関連する記載として採用している。</p> <p>b) 対応国際規格 IEC 60432-1 2.2 版 (2012) では、リスクグループの区分に対して「免除グループである」を宣言している。つまり安全で、リスクの対応が必要ないことが明記されている。しかし、新しい機種におけるリスク発生の可能性を考慮し「この規格に適用される一般照明用白熱電球は、JIS C 7550 に規定するリスクグループに対して、免除グループに属する製品もあるが、リスクグループ 1 に属する製品もあるため、注意が必要である。」とし、一層の注意喚起を図った。</p>
--

<主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準と相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
	なし	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

<主な改正点>

<p>この規格は、2012年に第2.2版として発行された IEC 60432-1 を基とし、安全性を確保するため、技術的内容及び構成を変更して作成した日本工業規格である。</p> <p>旧版となる J 60432-1 (H14) (IEC 60432-1 (1999) 対応) からの主な改正点は、次の通りである。</p>				
JIS の箇条	技術的差異	主な内容	備考	
1.	適用範囲	IEC と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS C 7550: 2011 (ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性) が新規規定されている。 ・ 「この規格に適用される一般照明用白熱電球は、JIS C 7550 に規定する光生物学的安全性のリスクグループに対して、免除グループに属する製品もあるが、<u>リスクグループ1に属する製品もあるため、注意が必要である。</u>」と規定した。 	IEC で追加された内容に対応。
	削除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内で使用されない口金 E26/24 (米国) 及び E27 (200V 電圧地域) を適用範囲外とした。 	無理な取付けによる危険 (破損、感電) を防止する。	
2.	引用規格	IEC と同じ	適用範囲の内容に対応して、JIS C 7550 (ランプ及びシステムの光生物学的安全性) (対応国際規格 IEC 62471) を追加した。	IEC で追加された規定内容に対応。
4.4.1	一般的安全要求事項	IEC と同じ	「・・・使用者及び周囲に危険がないように・・・」を補足する「また、 <u>電球の接続機器</u> へも危害を及ぼしてはならない。」を追記した。	IEC で追加された規定内容に対応。
4.2	表示	IEC とほぼ同じ	定格消費電力 (4.2.4 c)) で一般家庭 (100V 用) 照明器具の「適合ランプ」表示と整合するよう性能 JIS (JIS C 7501) の機種に関連付ける規定とした。	技術動向に対応した。
附属書 JB	口金温度上昇試験	IEC と同じ	IEC 60360 (ランプ口金温度上昇の測定の標準方法) がある。対応 JIS がなく、IEC では、ソケットの成分がニッケルのみ指定しているため、微量のコバルト、硫黄、亜鉛を記載から削除した。	対応国際規格以外の IEC の内容を追加規定。

- 以上

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第1部：一般照明用白熱電球

(基準番号)	規格名 (表題)	規格番号 (本文)
J 60432 1 (HXX)	白熱電球類の安全仕様 - 第1部：一般照明用白熱電球	JIS C 7551-1 (2015)

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	該当 非該当	4.1	一般的要求事項 通常の使用において、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	該当 非該当	4.10	互換性 互換性確保のため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用し、これらの口金は、測定器又は、表 5 に示す検査用ゲージによる検査に満足しなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	該当 非該当	4.5 4.5.1 4.9	口金接着強さ 口金接着強さの試験を行い、通常の点灯中にガラス球から外れないように、接着しなければならない。 未使用の電球の口金接着強さ 未使用の電球は、ねじり力を加えたとき、口金は、ガラス球から動いてはならず、接着方法が接着剤以外の場合、ガラス球と口金との間の動きは、相対角度 10° 以下でなければならない。 寿命終了時の安全性 寿命終了時の電球は、ガラス球のひび割れ、破損など	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.10	<p>口金外れが発生してはならず、差込み形口金（B 形）付きの電球では、試験終了後に口金の金属シェル部と充電部間とに内部短絡があってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 附属書 D による強制破損試験 - 附属書 E による点灯破損試験 <p>互換性</p> <p>互換性確保のため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用する。これらの口金は、測定器又は、検査用ゲージによる検査に満足しなければならない。</p>	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	該当 非該当	4.2.1	電球の表示	定格電圧及び定格消費電力を表示し、誤使用による過熱・破損の発生を防いでいる。
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	該当 非該当	4.4 4.5	<p>口金温度上昇</p> <p>口金温度上昇を規定。</p> <p>口金接着強さ</p> <p>未使用の電球は、ねじり力を加えたとき、口金は、ガラス球から動いてはならない。接着方法が接着剤以外</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.9	<p>の場合、ガラス球と口金との間の動きは 相対角度10°以下とする。</p> <p>寿命終了時の安全性</p> <p>寿命終了時の電球は、ガラス球のひび割れ、破損など口金外れが発生してはならず、差込み形口金（B形）付きの電球では、試験終了後に口金の金属シェル部と充電部間とに内部短絡があってはならない。</p>	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	4.1 4.2.2 4.2.3	<p>一般的要求事項</p> <p>通常の使用において、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。</p> <p>ダイクロイック反射形電球及びボウルミラー電球への表示</p> <p>点灯方向に制限のある電球への表示</p>	使用される場所や使用方法により、安全性が損なわれる可能性があるものについて、4.2.2 および4.2.3 にて適切な表示を規定している
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	該当 非該当	4.5.2	<p>加熱処理を行った電球の口金接着強さ</p> <p>加熱処理を行った電球は、ねじり力を加えたとき、口金は、ガラス球から動いてはならない。接着方法が接着剤以外の場合、ガラス球と口金との</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.10	<p>間の動きは、相対角度 10° 以下とする。</p> <p>互換性</p> <p>互換性確保のため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用する。これらの口金は、測定器又は、検査用ゲージによる検査に満足しなければならない。</p>	4.10 は互換性の項目であるが、7709-1 の口金を要求していることから、電気的安全性を考慮している
第七 条 第1項	感電に対する保護	<p>電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。</p> <p>一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。</p>	該当 非該当	4.3	<p>感電に対する保護</p> <p>4.3.1 E14 口金付きの電球について定義</p> <p>a) シャンデリア電球は、E14/25 × 17 口金を使用。</p> <p>b) ネック径が 21 mm 以上の P 形ガラス球、ピグミー、管形及び反射形電球は、E14/25 × 17 口金を使用。</p> <p>c) ネック径が 14 mm 以上 21 mm 未満の P 形ガラス球、ピグミー、管形及び反射形電球は、E14/20 口金を使用。</p>	
				4.7	<p>充電部の露出及びサイドはんだの高さ</p> <p>充電部から絶縁されている金属部分は、導電状態になってはならない。可動するすべての充電部は、工具を使わず A.4 の検査の前に最も悪い条件となる位置に置かなければならない。</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					<p>4.7.1 差込み形口金 (B 形) 差込み形口金は、電導部からの導体の突出物は、絶縁しようとする金属部分から 1 mm 以内に接近してはならない。</p> <p>4.7.2 ねじ込み形口金 (E 形) E14 口金は、口金シェル部からの導体の突出物は、口金表面から 3 mm 以上あってはならない。E12 及び E17 口金は、サイドはんだの高さが口金表面から 1.0 mm 以上あってはならない。E26/25 口金は、サイドはんだの高さが口金表面から 1.5 mm 以上あってはならない。</p>	
第七 条 第 2 項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	該当 非該当	-	露出部分は絶縁材料であり漏電の危険性は無い	
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	該当 非該当	4.6 4.8	<p>差込み形口金 (B 形) 及びその他の絶縁スカート付き口金が付いた電球の絶縁抵抗 差込み形口金のシェル部と頂部充電部との間及び口金シェル部と絶縁されたスカート部との間の絶縁抵抗は、A.3 の方法で測定したとき 2 MΩ 以上でなければならない。</p> <p>B15d, B22d 口金の沿面距離 口金の金属シェル部と充電部間との沿面距離は、JIS C 7709-0 シート No.0-3-2 の規定による。</p>	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.10	互換性 互換性確保のため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用し、これらの口金は、測定器又は、表 5 に示す検査用ゲージによる検査に満足しなければならない。	4.10 は互換性の項目であるが、7709-1 の口金を要求していることから、電気的安全性を考慮している
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.4 付属書 K	口金温度上昇 口金温度上昇を規定。 照明器具設計のための参考情報 K.2 口金温度の上限値について十分考慮を払わなければならない。電球に使用する材料がその耐熱温度を超えないようにするため、電球は、次の口金温度を超えない状態とするのが望ましい。 K.4 特別仕様の照明器具で使用する電球 K.7 反射形電球の誤使用防止	原理上、電球単体では保護できないことから、付属書 K にて照明器具設計に必要な情報を提示している

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.4 附属書 K	口金温度上昇 口金温度上昇を規定。 照明器具設計のための参考情報	電球単体での火傷防止設計は困難である。安全に使用できるように、照明器具の設計に必要な情報を示している
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.1	一般的要求事項 通常の使用において、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。	電球はガラス製品であるため、鋭利な角への接触で耐える設計は困難である。
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	該当 非該当	4.1	一般的要求事項 通常の使用において、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。	電球はガラス製品であるため、必要な強度の規程は困難である。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当		ガラス、金属、セラミックが構成材料であり、化学物質の流出や溶出する部材は使用されていない。	
第十三条	電気用品から発生される電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	該当 非該当	1	適用範囲 光生物学的安全性に適用される一般照明用白熱電球は、JIS C 7550 に規定するリスクグループに対して、免除グループに属する製品もあるが、リスクグループ 1 に属する製品もあるため、注意が必要である。	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	該当 非該当	4.1 4.9	一般的要求事項 通常の使用において、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。 寿命終了時の安全性 寿命終了時の電球は、ガラス球のひび割れ、破損など口金外れが発生してはならず、差込み形口金（B 形）付きの電球では、試験終了後に口金の金属シェル部と充電部間とに内部短絡があってはならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	電氣的に駆動する機能はない。	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	電氣的に駆動する機能はない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	該当 非該当	-	電氣的に駆動する機能はない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	該当 非該当	4.1 4.9 4.10 4.11	<p>一般的要求事項</p> <p>通常の使用において、最終使用者及び周囲に危険がないように設計し、かつ、製造しなければならない。また、電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。</p> <p>寿命終了時の安全性</p> <p>寿命終了時の電球は、ガラス球のひび割れ、破損など口金外れが発生してはならず、差込み形口金（B 形）付きの電球では、試験終了後に口金の金属シェル部と充電部間とに内部短絡があってはならない。</p> <p>互換性</p> <p>互換性確保のため、JIS C 7709-1 に規定する口金を使用する。これらの口金は、測定器又は、検査用ゲージによる検査に満足しなければならない。</p> <p>照明器具設計のための参考情報（付属書 K）</p>	寿命終了時の発生が考えられるが、4.1 項の「電球の接続機器へも危害を及ぼしてはならない。」は、4.9 項の試験にも要求している内容であり、これにより安全が確認されている。

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	該当 非該当	-	電氣的、磁氣的又は電磁的な妨害をうけない。また、磁氣的及び電磁的妨害波の発生は無い	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	該当 非該当	-	雑音の発生原因がない	
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	該当 非該当	4.2.1	電球の表示 電球は、次の事項を読みやすく表示し、かつ、A1.b)の試験に耐えなければならない。 a) 製造業者名、責任ある販売業者名又はそれらのいずれかの商標若しくは略号。 b) 定格電圧又は定格電圧範囲 c) 定格消費電力（“W”若しくは“ワット”又はこれに代替できる表示でもよい。定格電圧 100V の場合は、JIS C 7501 のデータシートに規定する定格消費電力。ガラス球径が 40 mm 以上で、定格電圧 100V ~ 150V のとき 9W 以下、定格電圧 200V ~ 250V のとき 14W 以下の場合には、定格消費電力は表示しなくてもよい。ダイクロイック反射形電球及びボウルミラー電球への表示	定格電圧及び定格消費電力を表示し、誤使用による過熱・破損の発生を防いでいる。
				4.2.2	表示	
				4.2.3	点灯方向に制限のある電球への表示	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条 第1項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の第三項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	長期使用製品ではない	
第二十条 第2項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	二 電気冷蔵庫(産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経	該当 非該当	-	長期使用製品ではない	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第1部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条 第3項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	該当 非該当	-	長期使用製品ではない	
第二十条 第4項	表示(長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある	該当 非該当	-	長期使用製品ではない	

電気用品安全法の技術基準の解釈 別表第十二に提案する規格の概要

< 技術基準省令への整合性 > 規格番号：JIS C 7551 - 1 (2015) 規格名：白熱電球類の安全仕様 - 第 1 部：一般照明用白熱電球

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		旨				